

第5章 新たな認証制度の検討及び 個別規範チェックシートの活用に向けた検討

第5章 新たな認証制度の検討及び個別規範チェックシートの活用に向けた検討 目次

1 新たな認証制度の検討

- 1.1 既存の労働安全等に関する認証制度への調査概要
..... p.483
- 1.2 安全に対する効果①
(災害発生状況への影響) p.486
- 1.3 安全に対する効果②
(認証基準・認証方法に応じた効果) p.487
- 1.4 認証を受けたことによる効果 p.491
- 1.5 ヒアリングにおいてあげられた課題 p.492
- 1.6 新たな認証制度の検討 p.494

2 個別規範チェックシートの活用に向けた検討

- 2.1 優先取組事項（試案）の基本的考え方 p.502
 - 2.2.1 試案（農業） p.508
 - 2.2.2 試案（林業） p.522
 - 2.2.3 試案（漁業） p.535
- 2.2 今後の展開可能性 p.545

1 新たな認証制度の検討

1.1 既存の労働安全等に関する認証制度への調査概要

- 既存の認証制度に関する以下の調査を実施するとともに、新たな認証制度を検討する場合の基本的な方向性について、検討を行った。

1. 労働安全等に関する認証制度の調査

- 既存の労働安全等に関する認証制度に関し、スキームオーナー及び各制度別に認証を受けた事業者数事業者へのヒアリングを実施

1. 調査対象制度

- ① JGAP（団体認証）
- ② JISHA方式適格OHSMS
- ③ 安全衛生優良企業公表制度
- ④ 健康経営優良法人認定制度

2. 調査内容

- ① 調査対象認証制度の制度設計及び認証基準の比較
- ② 効果
 - ・労働安全の確保に向けた効果
 - ・認証に伴う効果（労働力確保など対外PR効果、インセンティブの活用など）
- ③ 課題 等

3. 調査手法

- ① 調査対象認証制度に関するスキームオーナーへのヒアリング
- ② 認証を受けた事業者（各制度3事業者程度、計11事業者）へのヒアリング

- 調査結果について、以下の観点から整理を実施

⇒「1.1～1.5」にて調査結果を整理

安全に対する効果 ①	災害発生状況への影響を整理
安全に対する効果 ②	認証基準の内容、認証方法に応じた効果
認証を受けたことによる効果	対外PRや労働力確保などの効果
その他課題	各種制度に対する課題・要望

上記の調査結果や、事故の発生状況等もふまえ、新たな認証制度を検討する場合の基本的な方向性を検討

⇒「1.6 新たな認証制度の検討」

1.1 既存の労働安全等に関する認証制度への調査概要

制度概要（1/2）

■ 調査対象とした認証制度の概要は以下の通り。

	JGAP団体認証	JISHA方式適格OSHMS	安全衛生優良企業公表制度	健康経営優良法人認定制度 (2021,中小規模法人部門)
対象事業者	農業者（個人・法人）	全業種、ただし第一次産業については専門人材の不足	全業種	全業種（法人のみ）
制度創設年	2007年	2003年	2015年	2016年
認証事業者数	1,771認証 6,746農場（団体認証の所属農場,ASIAGAPを含む） (2020.3時点)	189事業場（2020.11時点）	37法人（2021.3時点）	7,934法人（2021年3月時点）
基準作成者	日本GAP協会	中央労働災害防止協会	厚生労働省	日本健康会議
認証機関	ISO17065を満たす認証機関を認証機関（8組織）により認証	6組織（中災防による基準設定）	（労働局にて審査、認証を実施）	同上
認証費用	認証機関により異なる1 （個別認証においては、1農場10万円程度が目安）	1,023,000円（初回、更新ともに）	無料	無料
審査にかかる手法・工数	現地審査 団体事務局 4～8時間	書類審査、現地審査（1事業場1日程度）	書類審査、ヒアリング調査	チェックシートの提出による審査 （証憑書類は事業者保管とし、適宜追加の確認を実施）
更新期間	2年（維持審査あり）	3年	3年	1年

1.1 既存の労働安全等に関する認証制度への調査概要

制度概要（2/2）

■ 調査対象とした認証制度の概要は以下の通り。

	JGAP団体認証	JISHA方式適格OSHMS	安全衛生優良企業公表制度	健康経営優良法人認定制度 （中小規模法人部門）
マークの活用方法	商品・サービスへの付与も可能	商品の製造元等について誤解をまねかない範囲での使用が可能	商品・サービスへの付与も可能	商品・サービスへの付与は認められない
インセンティブ	一部の自治体等における補助事業申請時優遇事例あり	- 民間損害保険会社における損害保険料率引き下げ - 一部の自治体入札安全（特に土木・建設関連）への優遇事例あり	—	- 外国人の在留資格審査手続の簡素化、ハローワーク求人票への記載 - 一部の自治体等における入札時の優遇 - 民間金融機関、信用保証協会における金利優遇 - 民間損害保険会社における保険料割引
国際的な認証制度との整合	食品安全に関しては、ASIAGAP、GlobalGAPにおいてGFSI承認の国際規格を取得	JIS Q 45100もあわせて推進しつつ、日本の労働安全衛生の慣行にあった認証制度として継続運営	—	—
普及のための取組	研修機関6社における指導員の育成（指導員数14,746名）	認証事業場の事例共有・広報の実施 労働災害発生率など効果測定の実施	委託事業において、社労士・労働安全衛生コンサルタント等への説明会実施	日本健康会議の構成員である商工会議所が、健康経営アドバイザーを全国約12,000人育成

1.2 安全に対する効果①（災害発生状況への影響）

■ 各制度に関する災害発生状況への影響については、以下の通り。

各制度における災害発生状況への影響把握

JGAP団体認証

JGAP協会、及びヒアリング先の団体認証事務局において、年千人率等への影響把握を行った事例はなかった

JISHA方式適格OSHMS

年千人率への影響度については、中央労働災害防止協会にて検証結果あり

安全衛生優良企業公表制度

厚生労働省では把握していない
ヒアリング先2先においては、いずれも、認証前と比較して年千人率ベースで低位に推移

※ 健康経営優良法人認定制度については災害発生率については検証せず

JISHA方式適格OSHMS認証を取得した事業者における年千人率の推移



1.3 安全に対する効果②（認証基準・認証方法に応じた効果）

認証基準の分類

- 調査対象とした認証制度について、認証基準を、その性質に応じ以下①～⑤に大きく分類した。

本調査において行った認証基準の分類

事業者の取組を確認するもの	①事業者の状態を確認するもの	災害発生実績	度数率や死亡事故・重篤事故の過去3か年の発生有無
		重要な法令違反等の有無	過去3か年において労働安全に関する重要な法令違反がない 等
	②基礎的項目	方針の表明	経営者による方針の表明
		体制整備	責任者・担当者の設置や安全委員会等の設置
	③PDCAに関する項目	リスクアセスメントの実施	リスクアセスメントの実施、結果に基づきリスク低減措置を行うこと 等
		目標・計画策定～実行～改善	計画策定、目標設定、実施状況の確認、改善
		日常的安全衛生活動	危険予知、5S、ヒヤリハット、職場巡視 等
		その他	緊急事態への対応など
	④具体的な安全施策の指定	乗用型農機、コンバイン、刈払機など特定の農機の危険作業に関するリスクアセスメントの実施、対策の周知	
	⑤その他制度趣旨をふまえた項目	各制度の目的に沿って別途設計された基準項目	

1.3 安全に対する効果②（認証基準・認証方法に応じた効果）

各制度における認証基準

		JGAP団体 認証	JISHA方式 適格OSHMS	安全衛生優良 企業公表制度	健康経営優良 法人認定制度	
事業者の取組を確認するもの	①事業者の状態を確認するもの			✓		表彰制度としての側面をもつ「安全衛生優良企業公表制度」「健康経営優良法人認定制度」に共通
	災害発生実績			✓		
	重要な法令違反等の有無			✓	✓	全ての制度に共通
	②基礎的項目	✓	✓	✓	✓	
	方針の表明	✓	✓	✓	✓	JISHA方式適格OSHMS、安全衛生優良企業公表制度においては、中心的な規定
	体制整備	✓	✓	✓	✓	
	③PDCAに関する項目	✓	✓	✓		
		✓	✓	✓	✓	
			✓	✓		
		✓	✓	✓		
	④具体的施策の指定 ¹	✓			✓	(例) ・必ずリスクアセスメントを行うべき危険作業の指定 ・健康経営に関する具体的施策
	⑤その他制度趣旨をふまえた項目			✓		
(総基準項目数) ²		25	123	45	21	外部への安全衛生施策の公開など、制度趣旨に沿った取組を求めるもの

¹ 健康経営優良法人認定制度については、(労働安全ではなく)健康経営に関する具体的施策の指定となっている

² 安全衛生優良企業公表制度については、第3の2(健康、衛生関連)は除外してカウントを実施した

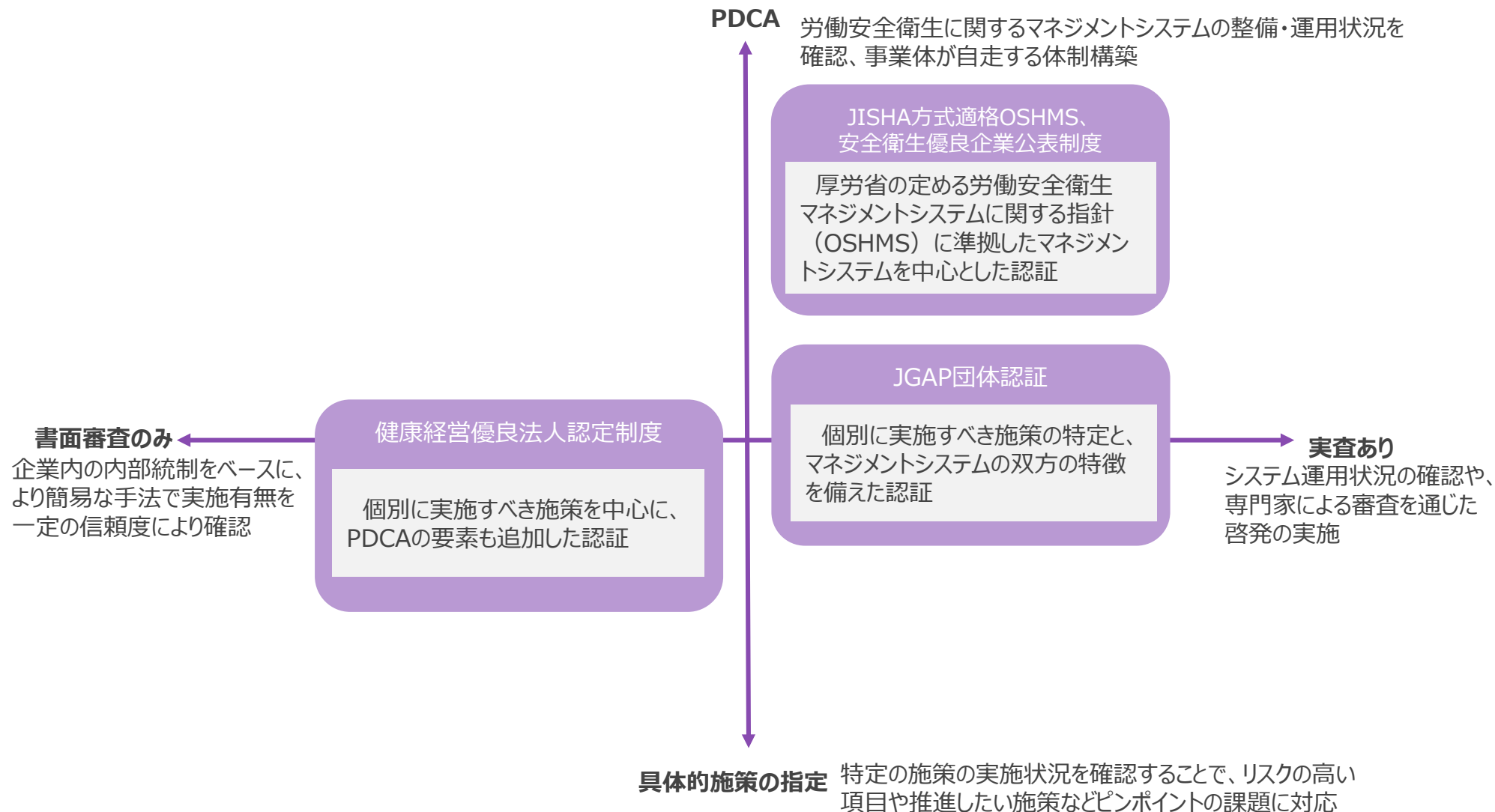
JGAPについては、「1.農場管理の見える化」「2.経営者の責任」「3.計画及び実績評価」「11.責任者及び教育訓練(11.1,11.5,11.7,11.8)」「12.人権・福祉と労務管理(12.1,12.2,12.3)」「14.労働安全管理及び事故発生時の対応」についてカウントを実施した

➡認証基準のうち安全に関する事項を具体的に規定する③、④を基準に、安全の確保に対する効果を検証

1.3 安全に対する効果②（認証基準・認証方法に応じた効果）

認証基準及び認証方法によるマッピング

- 認証基準の内容及び認証手法に応じて調査対象認証制度をマッピングすると、3つに区分される。



1.3 安全に対する効果②（認証基準・認証方法に応じた効果）

認証基準及び認証方法別のヒアリング結果

■ 認証基準、認証手法に応じて、安全を高める効果としてヒアリングより確認された声は以下の通り。

	PDCA型	具体的施策型	
実査あり	(JISHA方式適格OSHMS、安全衛生優良企業公表制度) - 災害件数、ヒヤリハット件数が減少傾向となっている 体系的な取組が可能となった - 審査を通じ、リスクアセスメントのより多角的な実施など 取組精度が高まった		実査あり審査の効果 専門家による組織の現状を踏まえた安全衛生水準向上を志向した審査 実査を通じた安全装置の確認
	(JGAP団体認証) - ルールの設定や是正報告の実施を通じ、ルールを守る組織づくりに寄与 - 内部監査で安全装備の有無などの実査が可能となる。安全装備の着用の面で意識が高まり、安全になったと感じる。 - 第三者のチェックにより、個人の農場にあわせた手順書のカスタマイズ指導が可能となり有効に機能している。	(JGAP団体認証) 団体認証事務局にて品目に応じた危険作業等をふまえた作業のリスク評価書のひな形を作成し、各農場にてそれをベースにカスタマイズを実施することで、効率的に各農場での安全対策を普及	
書面のみ		(健康経営優良法人認定制度) - 健康担当者の設置により、体制が整った。 - 社員の意識向上、自社の課題の棚卸が可能 - チェックリストとして機能し、自社の取組の不足点などに気付くことが可能 社員の意識が高まり、産業医からも健康度の向上が認められた	書面のみ審査の効果 書面のみでも、基本的な体制整備の推進が可能 社員の意識が向上

PDCA型の効果

ルールを守る組織づくり、取組の体系化、取組精度が高まった

具体的施策型の効果

社員の意識向上
 個人農業者に効率的に安全対策を提示
 不足取組の把握

1.4 認証を受けたことによる効果

■ 対外PR、他制度との連携によるインセンティブについての活用状況は以下の通り。

		JGAP団体認証	JISHA方式適格OSHMS	安全衛生優良企業公表制度	健康経営優良法人認定制度
対外PR（労働力確保やその他対外効果など）		労働力確保効果や対外PR効果を認める声はなかったものの、今後、労働力確保につなげたい（1件）¹	なし	- 労働力確保効果を認める声はなかった - 地方紙への掲載による露出があり、PRに役立った（1件）	なし²
活用状況	他制度との連携によるインセンティブ	一部の自治体における補助事業申請時優遇事例あり	- 民間保険における保険料割引 - 一部公共入札優遇事例あり	（該当なし）	- 民間保険における保険料割引、民間金融機関における金利優遇等 - 一部公共入札優遇事例あり
	設定状況	なし	なし	—	なし²
今後のインセンティブ設置へのニーズ		補助事業へのより手厚い優遇措置があるとよい（1件）	なし	なし	補助事業へのより手厚い優遇措置があるとよい（1件）

¹ 販売先の維持・確保については、全てのヒアリング先において言及があった

² 今回のヒアリング先の中では活用実績がなかったものの、経済産業省における認定法人事例集では、「採用に役立った」「公共調達の加点対象となることが認定取得のきっかけとなった」との声もある。

- 今回ヒアリングを行った事業者においては、対外PR効果やインセンティブを重視する声は少なく、**認証制度の効果としては安全に対する効果が中心**
- なお、JISHA方式OSHMSや安全衛生優良企業公表制度では、**事業者の経営規模は一定規模以上であり、こうしたインセンティブ制度へのニーズが少ない**ことも想定される。
- 新たな認証制度検討においては、家族経営や零細事業者のニーズに沿ったインセンティブ設計を検討する必要

1.5 ヒアリングにおいて挙げられた課題

JGAP団体認証の仕組みに関して挙げられた課題

- 個人事業主などを含む農業者に対し団体単位で認証を与えるJGAP団体認証については、以下の課題がみられた。

（ヒアリングで出た意見）

【コストについて】

- 販売先の求めにより取り組んでいるものの、審査コストや認証取得コストがある一方で、収益増につなげることが難しい。
- 団体認証が大規模化すると、構成員である各農場の認証維持費用は軽減される一方、内部監査員の育成コストや内部監査運営コストが大きい

新たな認証制度検討にあたり留意すべき点

- 団体認証では、農場に対し、リスク評価や対策等の基本形を示し、個々の農場でカスタマイズする等して、効率的な提示が可能となる一方、団体認証事務局で内包するコストも大きくなっている。
- 他分野の認証制度と比較し、審査コスト等への言及が多くみられ、農業分野の課題として、安全に対するコストとして受け止めることが難しい可能性

団体認証運営に関するコスト

ヒアリング先	構成農場数	1農場あたり認証維持費用／年間	団体認証内の内部監査員	内部監査にかかる人員配置数
団体認証事務局A	10～20農場	数万円程度	4名	1農場につき約半日程度
団体認証事務局B	100農場以上	約1万円	約30名	
団体認証事務局C	100農場以上	約8千円	約70名	

1.5 ヒアリングにおいて挙げられた課題 その他の課題、意見等

■ その他の制度に関する課題、意見等としては、以下のとおり。

（JISHA方式適格OHSMS）

- ISO45001への移行の動きが一般にみられ、国際的なPRとしてはそのほうがメリットがある。一方、日本にあった認証基準のほうが運用しやすく、またISOに移行しても、再度の基準適合に向けた事務コストがかかる一方、新たな労働災害削減効果が期待できるわけではない。

（安全衛生優良企業公表制度）

- 事務コストが大きい点が負担感がある。
- 審査時のフィードバック（項目ごとの判断結果や理由、改善すべき事項など）がより明確に得られるとよい。

（健康経営優良法人認定制度）

- 中小規模法人向けのフィードバックの拡充があるとよい（同業種・同規模の企業の具体的施策が共有できるなど）
- 一律の施策で判断する形式であり、取組の成熟度や進展度、またその組織内の目指すところなどによって、必ずしもそうした施策になじまない事業体も出てくる可能性

新たな認証制度検討にあたり留意すべき点

- 国際規格があるものについては、平仄をとった検討とする必要

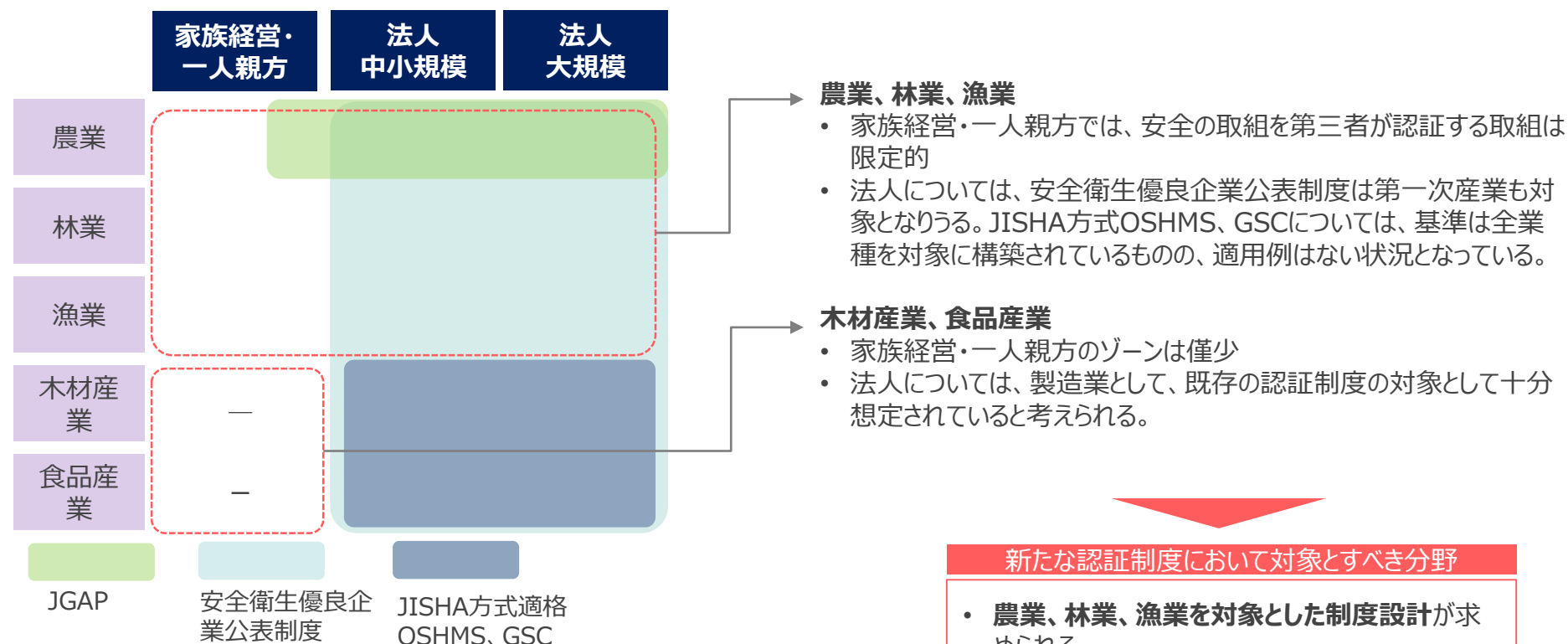
- フィードバック（取組改善支援）拡充へのニーズ

- 個別施策型・書面型においては、他事業者との比較がしやすいことから、フィードバック拡充へのニーズ
- 一律の施策の実施有無で判断する制度については、ポイントとなる重要な取組を促進すると考えられる一方で、成熟度が高まると、PDCA型により自走する体制構築にニーズが高まっていく可能性

1.6 新たな認証制度の検討 対象分野の検討

- 家族経営・一人親方向けに適用できる制度は、JGAPを除き存在しない状況。
- 法人向けについては、安全衛生優良企業公表制度やJISHA方式適格OSHMS、その他ISOなどは基本的にすべての業種を対象として存在するものの、農業、林業、漁業分野では適用例がない状況となっている。

既存の認証制度における対象分野・ターゲットの分布

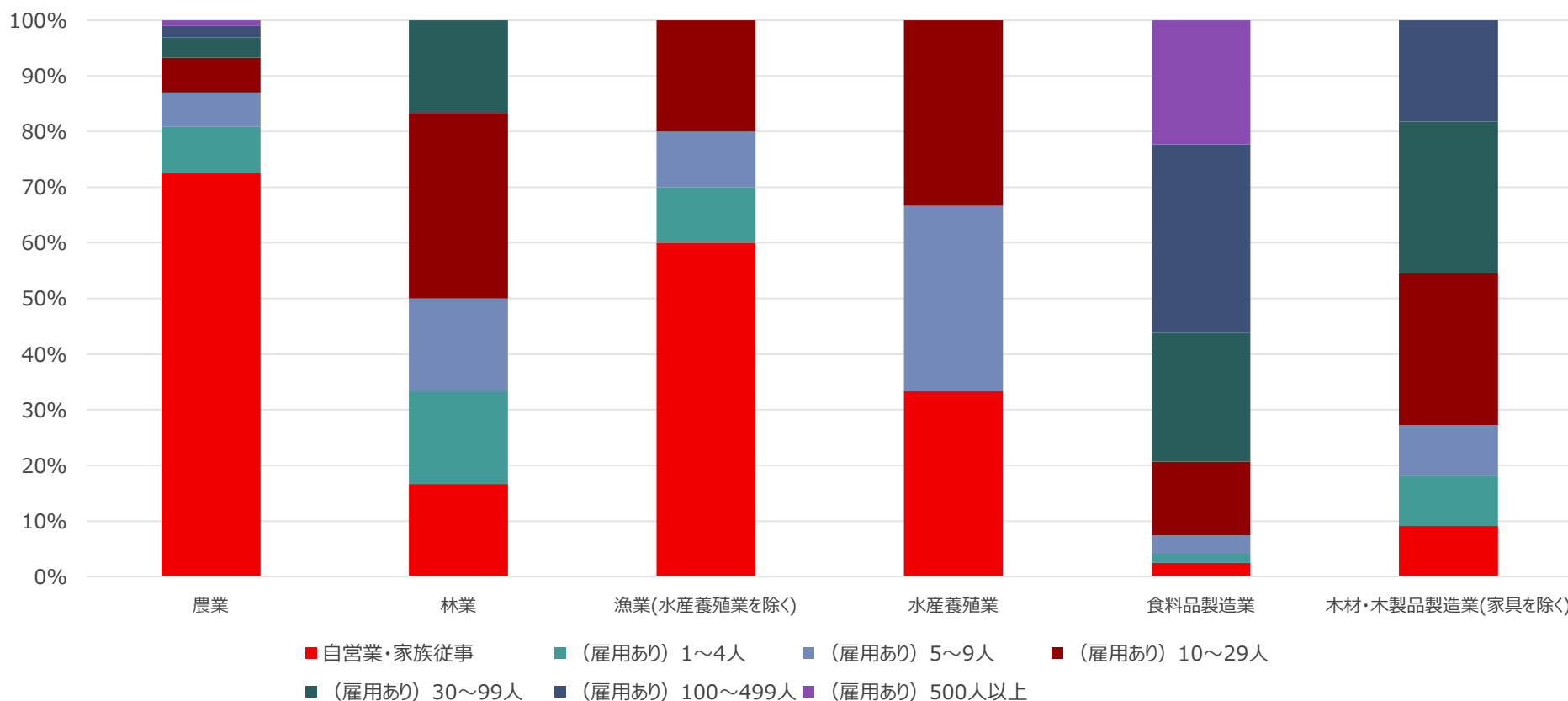


※ このほか、ISO45001についても、法人ターゲット、全業種について適用可能

1.6 新たな認証制度の検討

(参考) 労働力統計における従業員規模

- 農業、漁業（養殖業を除く）では、自営業・家族従事が6割以上
- 林業、漁業（水産養殖業）では、自営・家族従事＋雇用10人未満で5割超
- 木材製造業では、10人未満で3割弱を占める。

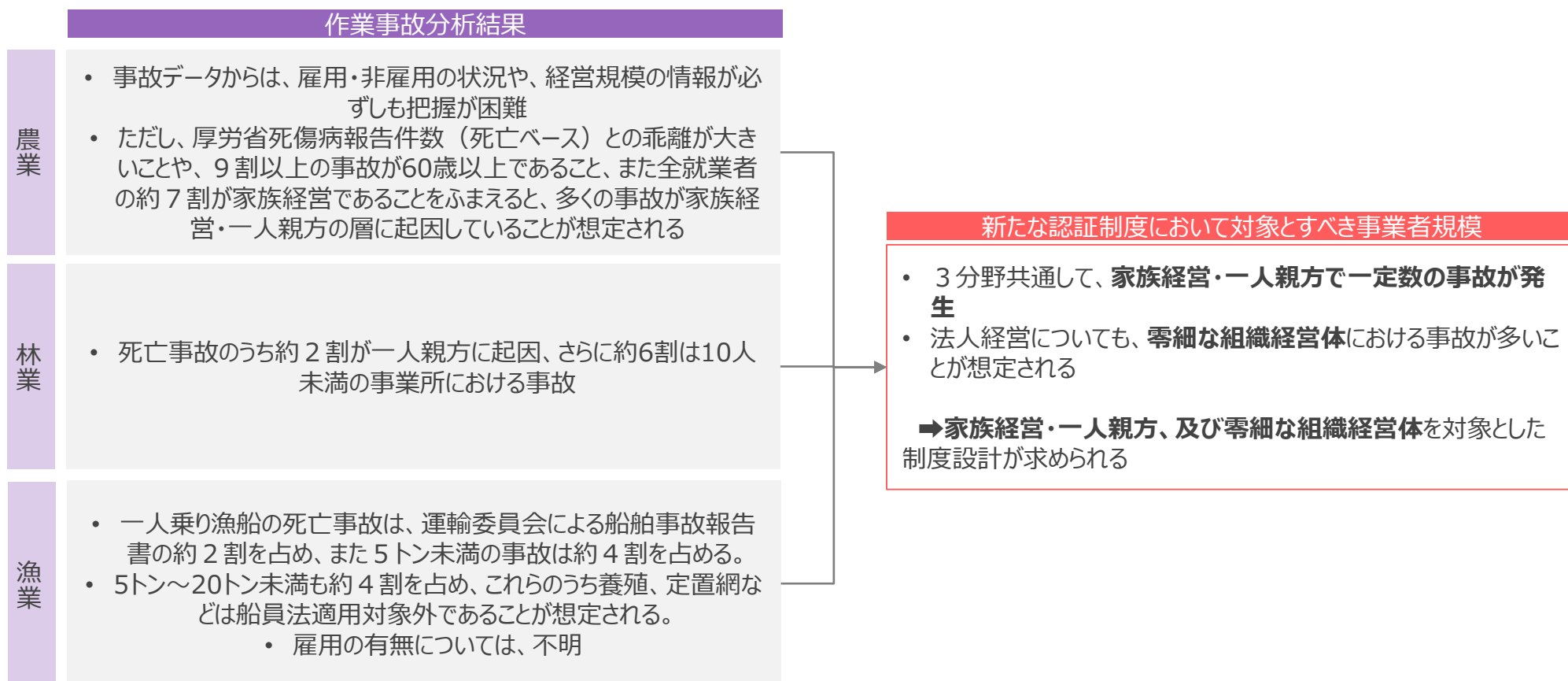


出典：総務省労働力統計（2020年）

1.6 新たな認証制度の検討

対象とする事業者規模の検討

- 事故分析結果からは、家族経営・一人親方への対策、また組織経営体のなかでも従業員数10人未満といった零細事業者への対策が必要となっている。



1.6 新たな認証制度の検討

新たな認証制度の設計に向けた基本的方向性

- 既存の認証制度に関する調査結果や、事故発生状況等をふまえ、新たな認証制度の設計に向けては、以下のような方向性が考えられる。

既存の認証制度における調査結果

- 既存の認証制度における調査では、いずれの制度でも、認証制度が安全の向上に寄与しているとの事業者の声を確認された
- 特にJGAP団体認証制度では、各農場における**危険作業への対策検討**や、**安全装備の実査**が、安全に寄与しているとの声があった
- 一方、インセンティブについては、現状、明確にインセンティブが動機となって認証を取得した回答はなく、農業者（JGAP）においては、補助事業への優遇を求める声の一部みられた。

事故発生状況からみた対策の必要性

- 農業、林業、漁業分野では、家族経営や一人親方、零細組織経営体における事故は高い割合を占める。
- 一方、現状、農業、林業、漁業分野では、家族経営や一人親方向けの認証制度は存在しないほか、零細組織経営体向けにも、既存の安全に関する認証制度の適用例はない状況となっている。
- 基本的な手順・取組の徹底によって防げる事故も多いことや、労働安全衛生法等の対象外であることもふまえ、基本的な取組の現場における徹底を進めていく必要がある。

新たな認証制度の基本的方向性

1 対象分野・対象者

- 既存の制度での対応が困難と考えられる分野として、**農業、林業、漁業を対象**
- 多くの事故が発生している**家族・一人親方や零細な組織経営体向けを対象**

2 取組の目的

- **現場における指導の実施**とあわせ、**基本的な取組を普及**させることを目的とした制度とする
- 家族経営・一人親方や零細な組織経営体向けであることをふまえ、純粋なPDCA型よりは、個別施策型に近い形式により、特に**優先的に対応すべき施策の実施を求めていく形式とする**

3 インセンティブ

- 当面、一次産業では補助金等の重要性が高いことをふまえ、**クロス・コンプライアンスにおける活用を検討**することを想定
- あわせて、将来的には民間におけるインセンティブ創出やクロス・コンプライアンスの裏付けとなる効果検証に取り組む必要がある。

1.6 新たな認証制度の検討

認証制度に期待できる効果

- 現在、農水省においては、クロスコンプライアンスと組み合わせた個別規範チェックシートによる自主点検の普及の取組が予定されている。
- 個別規範チェックシートによる自主点検と、新たな認証制度に期待できる効果を比較すると、それぞれ以下のとおり。

期待できる効果

個別規範チェックシートによる 自主点検の取組

① 取組の体系化

- ・ 事業者が取り組むべき事項を体系的に提示

② 啓発効果

- ・ 自主点検の実施により、新たな取組の必要性に自ら気付くなどの啓発効果

① 実際の取組を確認することでの実効性確保

- ・ 「チェックはしているが、実際はやっていない」といった問題点に対処し、実効性を担保

② 指導機能

- ・ 専門人材の実査により、気付きをもたらすなど、取組レベルの向上
- ・ データの集積を通じ、フィードバックの還元にも寄与

③ 取組水準のスタンダードの形成

- ・ 取組内容を集積・比較し、審査基準としてのスタンダードを形成
- ・ 現場レベルの成長に応じた審査水準のアップデートによる成長支援

④ 対外PR効果の発揮

- ・ 効果検証を通じ、民間においてもインセンティブ創出が可能
- ・ サプライチェーンを通じ、作業安全認証を一貫して見える化することでPR効果を高める

認証制度 (第三者によるチェック)

1.6 新たな認証制度の検討

自走する仕組みづくり① 事故情報の収集と効果検証

- 認証制度の検討を進める場合、より自主的に選択される制度となるよう、効果検証の枠組みをあわせて検討することが重要。
- 効果検証を行うことで、保険会社等の民間関係者によるインセンティブ提示なども検討が可能となる。

効果検証に向けた情報収集及びインセンティブ検討（イメージ）

- 事故発生率が必ずしも明らかでない分野・ターゲット（家族経営・一人親方）に関し、効果検証のため、事故発生率把握に向けた取組の実施



認証を取得した
事業体

- 認証の枠組みのなかで、一定以上の重篤事故の発生報告を上げてもらう仕組みとする



事故発生率などを効果検証



認証を未取得の
事業体、又は母
集団全体

- 事故発生率の把握方法の枠組みを設置（例）
 - ・ 標本調査の実施
 - ・ 民間保険会社等と連携したより網羅的な事故情報把握
 - ・ 生産者団体等と連携したより網羅的な事故情報把握 等



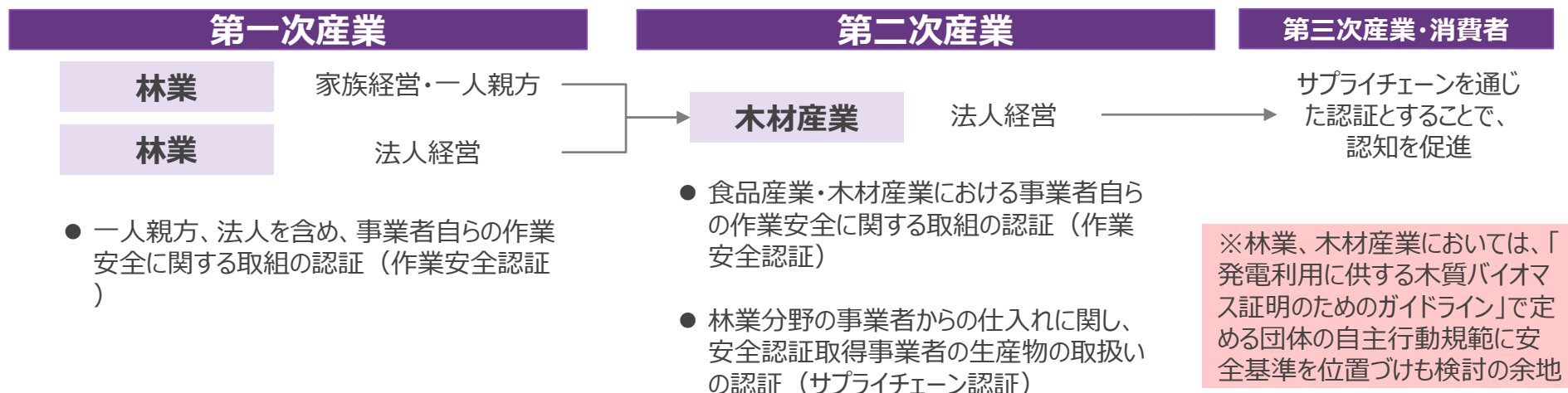
- インセンティブ設置に向けた事業者ニーズ調査
- インセンティブ設置に向けた民間関係者（損害保険会社や労働力派遣・人材育成会社等）との連携 など

1.6 新たな認証制度の検討

自走する仕組みづくり② サプライチェーンを通じた作業安全認証

- サプライチェーンを通じて作業安全認証を一貫して「見える化」する取組についても、検討課題となる。
- とりわけ、林業、木材産業においては、「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」で定める団体の自主行動規範に安全基準を位置づけるなど、現行のサプライチェーンにおける生産物証明とあわせた取組や、林業の請負関係に基づく前提条件としての活用なども考えられる。

例：林業・木材産業におけるサプライチェーンを通じた認証制度のイメージ



2 個別規範チェックシートの活用に向けた検討

2.1 「優先取組事項」（試案）の基本的考え方

- 2021年2月より、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）事業者向け チェックシート」（以下、個別規範チェックシート）の事業者における活用が取組が開始している。
- 本章では、この自主点検を取組をベースに、家族経営・一人親方を対象とし、特に優先的に取組むべき項目を、「家族経営・一人親方向け 個別規範チェックシートの優先取組事項」（以下、「優先取組事項」）（試案）として作成する。

「家族経営・一人親方向け 個別規範チェックシートの優先取組事項」（試案）作成の背景、目的

現状の取組

（全経営規模の事業体対象）

分野別個別規範チェックシートを用いた自主点検の取組の普及推進

優先取組事項の提示の背景・目的

（背景）

- 農業、林業、漁業では、家族経営や零細な組織経営体による事故が多発し、基礎的な取組の不徹底による事故も多くみられる
- 一方、これらの事業者では、安全に向けた取組の実践管理に割くことができる資源が限られていることも想定され、**より優先的に取り組むべき事項を明示していくことが重要**と考えられる
- 特に家族・一人親方では、**労働安全に関する法令等が適用対象外となっている事項も多い**状況にあり、**特に基礎的な取組については、徹底を図る枠組みとしていく必要がある**

優先的に取り組むべき事項の抽出・明示

（目的）

農業、林業、漁業における家族経営・一人親方を対象に、特に優先的に取り組むべき項目の絞り込み・明示のため、「**家族経営・一人親方向け 個別規範チェックシートの優先取組事項**」（以下、**優先取組事項**）（試案）の作成

2.1「優先取組事項（試案）」の基本的考え方 達成水準と検討の流れ

- 優先取組事項（試案）の作成にあたっては、他経営形態等において法令遵守として実践が普及している取組について、類似水準の取組を家族経営・一人親方にも求めていく観点からの検討を行う。

優先取組事項（試案）における取組レベル

- 労働者であれば関連法令1で求められる水準の基礎的取組を、家族経営・一人親方にとっても優先的に取り組むべき事項として抽出・明示

分野別個別規範チェックシート

自主的な取組

労働安全衛生法等の順守と
類似水準の取組

優先取組事項（試案）検討の流れ

- 1 優先取組事項（試案）作成にあたり、農業、林業、漁業それぞれにつき、**検討対象とする法令及びその中の関連部分（章、節など）を選定**
- 2 参照した法令及びその中の関連部分（章、節など）のなかから、家族経営・一人親方には現状、法令で規定が置かれていないものの、趣旨の実行が可能と考えられる事項、多発している事故への対策となる事項¹について、**個別の条文を抽出**
- 3 **試案として文章化**。なお、文章化にあたっては、家族・一人親方における実行可能性の観点をふまえ、簡易な水準となるよう検討した。²

¹本検討では、試案として骨子を提示するにとどまり、家族経営・一人親方事業者に対するヒアリング等を通じた実務的な活用課題の検討は行っていない。また多発事故への対策については、第1章における事故分析結果を参考とした。

²後述「試案作成にあたり留意した事項」を参照

2.1「優先取組事項」（試案）の基本的考え方

参照条文（農業）

- 農業では、労働安全衛生法令より、教育や機械に関する一般的な規定のほか、車両系建設機械に関する規定についても、乗用型農機の事故防止に共通項が多いことから、参照対象とした。

参照事項	参照法令	参照理由
リスクアセスメントの実施に関する規定	労働安全衛生法28条の2	法令上は、農業は適用対象業種にあたらないものの、事故発生状況に対応する手順で法令から抽出できるものが限られることから、自らが危険作業を洗い出す作業を行うため参照
機械の使用者側（雇用者・労働者）における一般規定	労働安全衛生規則28,29条	機械一般に対する規定事項はすべての業種で適用となる基本的な事項であることから参照
労働安全に関する教育に関する規定	労働安全衛生規則第1編通則 第4章 安全衛生教育 安衛則35条、36条	労働者と同様に教育機会の確保を担保する観点から参照
機械による危険の防止に関する一般規定	労働安全衛生規則第2編安全基準 第1章 機械による危険の防止 第1節 一般基準 より抜粋 (安衛則104,107,108,110,111条)	機械一般に対する安全規定はすべての業種で適用となる基本的な事項であることから参照
建設業における車両系建設機械の手順に関する規定	労働安全衛生規則第2編安全基準 第2章 建設機械等 第1節 車両系建設機械 より抜粋 (安衛則157,157条の2,158,159,160,161,164,167,168,169条)	車両系建設機械の手順は、第1章事故分析における乗用型農機の事故への対策と共通項が多いことから、事故対策につながる項目を参照
労働者の災害補償に関する規定	労働者災害補償保険法3条	労働者と同様に災害発生時の補償を確保する観点から参照

※安衛則：労働安全衛生規則（以下同じ）

2.1「優先取組事項」（試案）の基本的考え方

参照条文（林業）

- 林業では、労働安全衛生法令より、林内作業に関連する法令を中心に参照した。

参照事項	参照法令	参照理由
危険作業における教育に関する規定	安衛則 第36条 第6号～第8号	特別教育の対象となる業務については、労働者と同様に受講の確保を担保する観点から参照
機械作業における安全基準	安衛則第2編安全基準 第1章の2 荷役運搬機械等 第五款 不整地運搬車 第1章の3 木材伐出機械等	林内作業における危険の防止に関する法令であるため参照 ※ここでは、一人親方の事故発生傾向によらず、林内作業の規定はすべて対象とした
伐木作業における危険の防止	安衛則 第八章 伐木作業等における危険の防止	
労働者の災害補償に関する規定	労働者災害補償保険法 3条	労働者と同様に災害発生時の補償を確保する観点から参照
災害発生時の措置	安衛則 151条の89	労働者と同様に安全性を確保する観点から参照

2.1「優先取組事項」（試案）の基本的考え方

参照条文（漁業）

- 漁業では、労働安全衛生法令から教育に関する規定を参照したほか、船員労働安全衛生規則を中心に参照した。

参照事項	参照法令	参照理由
労働安全に関する教育に関する規定	安衛則35条	労働者と同様に教育機会の確保を担保する観点から参照
経験又は技能を要する作業	船員労働安全衛生規則28条	船舶総トン数に依らず、特に熟練を要する危険作業についての注意喚起を行う観点から参照
船舶に関する個別作業の安全に関する規定（揚投錨・係留作業及び漁ろう作業）	船員労働安全衛生規則56、57条	船舶総トン数に依らず、安全性を担保する観点から参照 ※高所作業やげん外作業等についても、法令に定めがあるものの、第1章事故分析結果をふまえ事故の多い揚投錨・係留作業及び漁ろう作業のみを参照した
危険箇所の選定、改善	船員労働安全衛生規則第2章第1節より抜粋 17条、26条、27条、27条の2	船舶総トン数に依らず、安全性を担保する観点から参照
労働者の災害補償に関する規定	労働者災害補償保険法3条	労働者と同様に災害発生時の補償を確保する観点から参照
災害発生時の措置	船員労働安全衛生規則43条	船舶総トン数に依らず、安全性を担保する観点から参照

2.1 「優先取組事項」（試案）の基本的考え方

試案作成にあたり留意した事項

- 家族経営・一人親方向けであることをふまえ、以下 2 点に留意した検討を行った。

① 取組の難易度

- ・ 労働安全衛生法等の規定内容を取組のベースとしつつも、家族経営・一人親方にとって現実的に実現可能と考えられる水準をふまえた検討とする。

例①) リスクアセスメントについては、必ずしも厚労省指針に沿った内容は求めず、想定されるリスクと対策を所定の様式記入
例②) 雇い入れ時教育の受講については、労働安全衛生法令に規定するすべての項目を網羅した内容の外部研修機会が得られないことも想定されることから、単に「外部研修の受講」にとどめる。

② 必要投資額の抑制

- ・ 安全な機械・器具や安全装備等に関しては、比較的高額な投資が必要となる対策の実施は求めない

例) 漁業の非常時のSOS発信や捜索に資する技術を努力義務とする 等

2.2.1 試案（農業） 優先取組事項（試案）全体（1/3）

- 個別規範チェックシートのうち、より実践を強く意識づけるべき項目として、参照法令から抜き出し優先取組事項（試案）を作成した。全体は以下の通り。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）チェックシート

1-(1)-③

作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

1-(2)-③

作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具を着用する。

1-(3)-②

機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

1-(3)-③

資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

優先取組事項（試案）（農業）

農作業に関する安全手順や作業安全について、外部機関の提供する教育を受けている。
また、フォークリフト、建設機械、刈払機を扱う場合は、特別教育あるいはそれに準ずる教育を受けている。

作業開始前の服装チェックとして、以下を定めている。

- ① 頭髮、服などが巻き込まれるおそれのある機械作業では、髪をたばねるか、作業帽を着用し、作業服は適切なものを着用する。
- ② 手が巻き込まれるおそれのある作業では、手袋の着用を行わない。

使用する農機において、安全装置やカバーなどが付されているものは、取り外したり無効化を行わず、有効な状態で使用する。

農機について、農機メーカーの推奨するペースを踏まえた定期的な検査を実施する。

農機作業を行う場合、路肩、傾斜地等、転倒又は転落の危険がある場所では、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えた車両を使用し、シートベルトを着用するよう努力する。

2.2.1 試案（農業） 優先取組事項（試案）全体（2/3）

- 個別規範チェックシートのうち、より実践を強く意識づけるべき項目として、参照法令から抜き出し優先取組事項（試案）を作成した。全体は以下の通り。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）チェックシート

1-(4)-②

機械・器具等の危険個所を特定して改善・整備し、安全な作業手順、作業動作、使用方法等を明文化又は可視化して全ての従事者が見ることができるようにする。

1-(4)-③

現場の作業環境の危険箇所を予め特定し、改善・整備や掲示等による注意喚起を行う。

優先取組事項（試案）（農業）

作業種類別に、生じうる危険性を検討し、必要な対策を講じる。（※別表：リスク検討表の作成）

機械作業時の手順として、以下を行っている。

- ①異物つまりを取り除くなど清掃・調整の際の運転停止
- ②乗用型農機作業において、運転者が運転位置から離れるときは、エンジンを止め、かつ、走行ブレーキをかける。

乗用型農機作業について、補助作業者がいる場合には、以下を行っている。

- ①運転開始の合図の設定
- ②接触する恐れがある箇所には立ち入らないこと
- ③誘導を行うときの合図の設定

乗用型農機の積卸しを行う場合の手順として、以下を行っている。

- ①平たんで堅固な場所で行う。
- ②歩み板を用いるときは、十分な長さ、幅、強度のあるものを用い、適当なこう配で確実に取り付ける。

路肩や傾斜における作業時は、誘導者を定めるか、誘導者を置けない場合は、あらかじめ危険箇所マップを作成、路肩に目印を付与するなど危険箇所を認知する。

2.2.1 試案（農業） 優先取組事項（試案）全体（3/3）

- 個別規範チェックシートのうち、より実践を強く意識づけるべき項目として、参照法令から抜き出し優先取組事項（試案）を作成した。全体は以下の通り。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）チェックシート

2-(1)-①

経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

優先取組事項（試案）（農業）

経営者・家族従事者が労災保険特別加入制度、又はその他の民間保険等を活用して災害時の保障措置を講じている。

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(1)-③関係 [教育]

参照法令

労働安全衛生規則

（雇入れ時等の教育）

第三十五条 事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 (略)

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

五 最大荷重一トン未満のフォークリフトの運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号の道路（以下「道路」という。）上を走行させる運転を除く。）の業務

九 機体重量が三トン未満の令別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

※このほか、刈払機については労働局庁通達による

優先取組事項（試案）

農作業に関する安全手順や作業安全について、外部機関の提供する教育を受けている。¹
また、フォークリフト、建設機械、刈払機を扱う場合は、特別教育あるいはそれに準ずる教育を受けている。

¹安衛則35条① 1～8の要件を満たす研修が必ずしも提供されているとは限らないことをふまえ、単に「外部機関の提供する教育を受けている」としている。

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(2)-③関係 [服装・保護具]

参照法令

労働安全衛生規則 （作業帽等の着用）

第百十条 事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。

2 労働者は、前項の作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用しなければならない。

（手袋の使用禁止）

第百十一条 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

優先取組事項（試案）

作業開始前の服装チェックとして、以下を定めている。

- ① 頭髮、服などが巻き込まれるおそれのある機械作業では、髪をたばねるか、作業帽を着用し、作業服は適切なものを着用する。
- ② 手が巻き込まれるおそれのある作業では、手袋の着用を行わない。

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(3)-②関係 [機材等の点検]

参照法令

労働安全衛生規則

（安全装置等の有効保持）

第二十八条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆おおい、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

第二十九条 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

- 一 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
 - 二 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。
 - 三 前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせるときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておくこと。
 - 四 安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者に出ること。
- 2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適当な措置を講じなければならない。

優先取組事項（試案）

使用する農機において、安全装置やカバーなどが付されているものは、取り外したり無効化を行わず、有効な状態で使用する。

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(3)-②関係 [機材等の点検]

参照法令

労働安全衛生規則

（定期自主検査）

第百六十七条 事業者は、車両系建設機械については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

（略）

2 （略）

第百六十八条 事業者は、車両系建設機械については、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

（略）

2 （略）

（作業開始前点検）

第百七十条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行わなければならない。

優先取組事項（試案）

農機について、農機メーカーの推奨するペースを踏まえた定期的な検査を実施する。

作業開始前には、ブレーキ、クラッチについて点検する。

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(3)-③関係 [より安全な機械の使用]

参照法令

労働安全衛生規則

第百五十七条の二 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

優先取組事項（試案）

農機作業を行う場合、路肩、傾斜地等、転倒又は転落の危険がある場所では、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えた車両を使用し、シートベルトを着用するよう努力する。

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(4)-②関係 [安全な作業手順、禁止事項の明示]

参照法令

労働安全衛生法 第二十八条の二

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

優先取組事項（試案）

作業種類別に、生じうる危険性を検討し、必要な対策を講じる。（※別表：リスク検討表の作成）

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(4)-②関係 [安全な作業手順、禁止事項の明示]

参照法令

労働安全衛生規則

（掃除等の場合の運転停止等）

第百七条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 （略）

（刃部のそうじ等の場合の運転停止等）

第百八条 事業者は、機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行なうときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2～4 （略）

（運転位置から離れる場合の措置）

第百六十条 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一 バケット、ジッパ等作業装置を地上に下ろすこと。

二 原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

優先取組事項（試案）

機械作業時の手順として、以下を行っている。

① 異物つまりを取り除くなど清掃・調整の際の運転停止

② 乗用型農機作業において、運転者が運転位置から離れるときは、エンジンを止め、かつ、走行ブレーキをかける。

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(4)-②関係 [安全な作業手順、禁止事項の明示]

参照法令

労働安全衛生規則 (運転開始の合図)

第百四条 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

2 (略)

(接触の防止)

第百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

(合図)

第百五十九条 事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

労働安全衛生規則 (車両系建設機械の移送)

第百六十一条 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行なうこと。

二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。

三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適度な勾配を確保すること。

優先取組事項（試案）

乗用型農機作業について、補助作業者がいる場合には、以下を行っている。

- ① 運転開始の合図の設定
- ② 接触する恐れがある箇所には立ち入らないこと
- ③ 誘導を行うときの合図の設定

乗用型農機の積卸しを行う場合の手順として、以下を行っている。

- ① 平たんで堅固な場所で行う。
- ② 歩み板を用いるときは、十分な長さ、幅、強度のあるものを用い、適当なこう配で確実に取り付ける。

2.2.1 試案（農業）

チェックシート1-(4)-③関係 [危険箇所の特定・改善]

参照法令

労働安全衛生規則 （転落等の防止等）

第百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

優先取組事項（試案）

乗用型農機作業において、路肩や傾斜における作業時は、誘導者を定めるか、誘導者を置けない場合は、あらかじめ危険箇所マップを作成・路肩に目印を付与するなど危険箇所を認知する。

2.2.1 試案（農業） チェックシート2-(1)-①関係 [災害時補償]

参照法令

労働者災害補償保険法

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

優先取組事項（試案）

経営者・家族従事者が労災保険特別加入制度、又はその他の民間保険等を活用して災害時の保障措置を講じていること。

2.2.1 試案（農業）

別表：リスク検討表

- 危険作業の洗い出しについては、起因物（機械・器具種類など）、作業種類別に、主な危険作業と対策を事業者にて記入のうえ、実査にて確認する形をとることを想定。

様式例

起因物	作業種類	考えられる危険	対策
XXX	XXX	XXX	XXX
	XXX	XXX	XXX
	XXX	XXX	XXX
	XXX	XXX	XXX

記入例

起因物	作業種類	考えられる危険	対策
乗用型トラクター	圃場出入り	転倒	圃場出入口に対し直角に入る、段差箇所を確認
	農作業中	圃場端からの転落	圃場端に目印を立てる
	農作業中	巻き込まれ	異物が巻き込まれた際は機械停止を徹底
	道路走行	路肩からの脱輪による転倒	見通しの悪い交差点への注意

2.2.2 試案（林業） 優先取組事項（試案）全体（1/2）

- 個別規範チェックシートのうち、より実践を強く意識づけるべき項目として、参照法令から抜き出し試案を作成した。全体は以下の通り。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 （個別規範：林業）チェックシート

1-(1)-③

作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

1-(2)-①

関係法令等を遵守する。

1-(2)-③

作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具を着用する。

優先取組事項（試案）（林業）

以下のうち該当する業務の特別教育或いはそれに準ずる内容の安全教育を受けている。

- ①伐木等機械の運転
- ②走行集材機械の運転
- ③機械集材装置の運転
- ④簡易架線集材装置、架線集材機械の運転
- ⑤チェーンソーを用いて行う伐木、かかり木処理、造材

以下の箇所に作業者を立ち入らせない。

（車両系木材伐出機械作業）

- ①機械、原木等に接触するおそれのある箇所
- ②物体が飛来するおそれのある箇所
- ③ブーム・アームや原木等の下の箇所
（伐木等機械を除く伐木作業）

- ①伐倒対象木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側の箇所

別表に掲げる業務について、同表に掲げる安全な作業手順を定めている。

林内作業開始前の服装チェックとして、以下を定めている。

- ①作業帽等の着用
- ②下肢の切創防止用保護衣の着用

2.2.2 試案（林業） 優先取組事項（試案）全体（2/2）

- 個別規範チェックシートのうち、より実践を強く意識づけるべき項目として、参照法令から抜き出し試案を作成した。全体は以下の通り。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 （個別規範：林業）チェックシート

1-(3)-②

機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。

1-(3)-③

資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

1-(4)-③

現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。

2-(1)-①

経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

2-(2)-①

事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

優先取組事項（試案）（林業）

機械や資機材を定期的に点検・補修し、安全基準に満たないものの使用を停止する。

安全装置を具備したチェーンソーや、昇降設備、ヘッドガード、防護柵等を具備した車両系機械を使用する。

作業前に現場の危険箇所を特定し、改善する。

経営者・家族従事者が労災保険特別加入制度、又はその他の民間保険等を活用して災害時の保障措置を講じている。

緊急時の連絡体制を作業計画として作成し、周知している。

2.2.2 試案（林業） 別表（1/3）

■ 以下のうち該当する業務について法令に準ずる安全な作業手順を定めることを認証基準とする。

不整地運搬車（安衛則 第1章の2 第1節 第5款 参照）

- 最大積載量その他の能力を超えて使用しない。
- ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認してから着手する。
- 荷を卸す作業を行うときは、中抜きをしない
- 荷台にあおりのない不整地運搬車を走行させるときは、当該荷台に人を乗せない。
- 荷の移動による労働者の危険を防止するため、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止め、滑止め等の措置を講ずる。
- あおりは確実に閉じる。
- あおりその他不整地運搬車の動揺により労働者が墜落するおそれのある箇所に乗らない。
- 運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部）を超えて乗らない。

車両系木材伐出機械全般（安衛則 第1章の3 参照）

- あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系木材伐出機械の適正な制限速度を定めて運転する。
- 路肩、傾斜地等で作業を行う場合において、機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、可能な限り誘導者を配置する。誘導者を置くときは、一定の合図を定める。
- 可能な限り、シートベルトを着用する。
- 修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、安全支柱、安全ブロック等を使用する。
- 走行のための運転位置から離れるときは、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等、機械の逸走を防止する措置をとる。
- 走行のための運転位置から離れ、かつ作業装置の運転のための運転位置で作業しない場合は、前項に加え、木材グラツプル等の作業装置を最低降下位置に置き、原動機を止める。
- 作業装置が運転している間、運転位置から離れない。
- 車両系木材伐出機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合、積卸しは、平たんで堅固な場所において行う。また道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付ける。盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当な勾配を確保する。
- 墜落防止措置を取らずに乗車席又は荷台以外の箇所に人を乗せない。

2.2.2 試案（林業） 別表（2/3）

- 以下のうち該当する業務について法令に準ずる安全な作業手順を定めることを認証基準とする。

車両系木材伐出機械全般（安衛則 第1章の3 参照）

- ・ 機械の転倒若しくは逸走又はブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、構造上定められた安定度、最大積載荷重、最大使用荷重等を守る。
- ・ 木材グラツプルによるワイヤロープを介した原木等のつり上げ用途外使用しない。
- ・ 悪天候時に作業を行わない。
- ・ その日の作業を開始する前に、制動装置及び操縦装置の機能、作業装置及び油圧装置の機能、ワイヤロープ及び履帯又は車輪の異常の有無、前照灯の機能を確認する。

機械集材装置及び運材索道、簡易架線集材装置（安衛則 第1章の3 参照）

- ・ 作業索は、これを最大でも集材機の巻胴に二巻以上を残すことができる長さとする。
- ・ 作業索の端部は、集材機の巻胴にクランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付ける。
- ・ 搬器又はつり荷を制動させる必要がない場合を除き、搬器又はつり荷を適時停止させることができる有効な制動装置を備える。
- ・ 主索、控索及び固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株等の固定物で堅固なものに二回以上巻き付け、かつ、クリップ、クランプ等の緊結具を用いて確実に取り付ける。
- ・ 支柱の頂部を安定させるための控えは、二以上とし、控えと支柱とのなす角度を三十度以上とする。
- ・ サドルブロック、ガイドブロック等は、取付け部が受ける荷重により破壊し、又は脱落するおそれのないシャックル、台付け索等の取付け具を用いて確実に取り付ける。
- ・ 搬器、主索支持器その他の附属器具は、十分な強度を有するものを使用する。
- ・ えい索又は作業索の端部を搬器又はロージングブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプライス等の方法により確実に取り付ける。
- ・ 巻過防止装置を備える等、巻上げ索の巻過ぎによる危険を防止するための措置を講じる。
- ・ 運材機については、浮き上がり、ずれ又は振れが生じないように据え付け、歯止装置又は止め金つきブレーキを備え付ける。
- ・ 架線集材機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の架線集材機械の逸走を防止する措置を講ずる。また、アウトリガーを必要な広さ及び強度を有する鉄板等の上で張り出し、又はブレードを地上に下ろす等の架線集材機械の転倒又は転落を防止するための措置を講ずる。
- ・ 最大使用荷重を超える荷重をかけて使用しない。
- ・ 運転者と荷掛け又は荷外しをする者との間の連絡を確実にするため、電話、電鈴等の装置を設け、又は一定の合図を定める。
- ・ 点検・補修等の作業以外で搬器、つり荷、重錘等の物で、つり下げられているものに人が乗ってはいけない。

2.2.2 試案（林業） 別表（3/3）

■ 以下のうち該当する業務について法令に準ずる安全な作業手順を定めることを認証基準とする。

伐木作業における危険の防止（安衛則 第477条 参照）

- 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定する。
- 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること

かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則 第478条 参照）

- 既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理する。ただし、速やかに処理することが困難なときは、危険が生ずる箇所において、人の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によつて明示した後、遅滞なく、処理する。
- かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒しない。

伐倒の合図（安衛則 第479条 参照）

- 伐倒について一定の合図を定め、当該作業の関係者に周知する。
- あらかじめ、合図を行ない、他の人が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

悪天候時の作業禁止（安衛則 第483条 参照）

- 悪天候時に作業を行わない。

2.2.2 試案（林業） （参考）試案抽出した法令一覧

■ 試案抽出した法令は以下の通り。

条文	法令における概要
1-(1)-③ 教育	
安衛則 第36条 第6号の2 第6号の3 第7号 第7号の2 第8号	伐木等機械運転の特別教育 走行集材機械運転の特別教育 機械集材装置運転の特別教育 簡易架線集材装置運転の特別教育 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、か かり木の処理又は造材の特別教育
1-(2)-① 安全な作業手順、禁止事項の遵守	
安衛則 第151条の95、96、140、 142、164、166、第481条	接触の防止・立入禁止
安衛則 第151条（第1章の2 第 1節 第5款、第1章の3） 第477～479条、第483 条	林内作業における作業ルール、禁止事項
1-(2)-③ 服装・保護具	
安衛則 第151条の52、107、 150、174、第484条	保護帽の着用
安衛則 第485条	下肢の切創防止用保護衣の着用

法：労働安全衛生法

安衛則：労働安全衛生規則

※並び順は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」（各分野個別規範）と整合をとった並び順としている。

条文	法令における概要
1-(3)-② 機材等の点検	
安衛則 第151条の46、47、53- 58、108-111、116、121、122、 146、171	機械・装置の検査、点検、補修及び不 適格な資機材の使用禁止
法 第42条	安全装置を具備したチェーンソーの設置
1-(3)-③ より安全な機械の使用	
安衛則 第151条（第1章の2 第 1節 第5款、第1章の3）	機械の安全装置
1-(4)-③ 危険箇所の特定、改善	
安衛則 第151条の88、112、 113、124、152	事前調査及び記録、機械作業における 危険の防止
安衛則 第477条、第478条、第 479条、第480条	伐木作業時に講ずべき措置
安衛則 第481条	危険箇所の特定と立入禁止
2-(1)-① 災害時補償	
労働者災害補償保険法 第3条 第1項	労働者災害補償保険への加入
2-(2)-① 緊急連絡体制	
安衛則151条の89、125、153、	緊急時の対応方法を作業計画に反映

2.2.2 試案（林業）

チェックシート1-(1)-③関係 [教育]

参照法令

労働安全衛生規則

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条

六の二 伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

六の三 走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

七 機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材（以下「原木等」という。）を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転の業務

七の二 簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

八 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務

優先取組事項（試案）

以下のうち該当する業務の特別教育或いはそれに準ずる内容の安全教育を受けている。

- ①伐木等機械の運転
- ②走行集材機械の運転
- ③機械集材装置の運転
- ④簡易架線集材装置、架線集材機械の運転
- ⑤チェーンソーを用いて行う伐木、かかり木処理、造材

2.2.2 試案（林業）

チェックシート1-(2)-①関係 [安全な作業手順、禁止事項の遵守]（1/2）

参照法令

労働安全衛生規則※以下は、車両系木材伐出機械の総則
（接触の防止）

第百五十一条の九十五 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

（立入禁止）

第百五十一条の九十六 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に労働者を立ち入らせてはならない。

第百五十一条の九十七 事業者は、車両系木材伐出機械（構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている原木等の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない

労働安全衛生規則※伐木等機械を除く伐木作業
（立入禁止）

第四百八十一条

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

優先取組事項（試案）

以下の箇所に作業者を立ち入らせない。

（車両系木材伐出機械作業）

- ①機械、原木等に接触するおそれのある箇所
- ②物体が飛来するおそれのある箇所
- ③ブーム・アームや原木等の下の箇所

（伐木等機械を除く伐木作業）

- ①伐倒対象木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側の箇所

2.2.2 試案（林業）

チェックシート1-(2)-①関係 [安全な作業手順、禁止事項の遵守]（2/2）

参照法令

※以下は林内作業の一例（かかり木処理）

労働安全衛生規則

（かかり木の処理の作業における危険の防止）

第四百七十八条 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。

3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

優先取組事項（試案）

別表に掲げる業務について、同表に掲げる安全な作業手順を定めている。

2.2.2 試案（林業）

チェックシート1-(2)-③関係 [服装・保護具]

参照法令

労働安全衛生規則

（保護帽の着用）

第四百八十四条 事業者は、造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

（下肢の切創防止用保護衣の着用）

第四百八十五条 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、保護衣を着用しなければならない。

優先取組事項（試案）

林内作業開始前の服装チェックとして、以下を定めている。

- ①作業帽等の着用
- ②下肢の切創防止用保護衣の着用

2.2.2 試案（林業）

チェックシート1-(3)-②、③ [機材等の点検、より安全な機械の使用]

参照法令

※以下は機械・資機材の一例

労働安全衛生規則

（不適格な繊維ロープの使用禁止）

第百五十一条の四十六 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを不整地運搬車の荷掛けに使用してはならない。

- 一 ストランドが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

（繊維ロープの点検）

第百五十一条の四十七 事業者は、繊維ロープを不整地運搬車の荷掛けに使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めたときは、直ちに取り替えなければならない。

※以下は機械・資機材の一例

労働安全衛生規則

（ヘッドガード）

第百五十一条の八十六 事業者は、車両系木材伐出機械については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

（防護柵等）

第百五十一条の八十七 事業者は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

優先取組事項（試案）

機械や資機材を定期的に点検・補修し、安全基準に満たないものの使用を停止する。

安全装置を具備したチェーンソーや、昇降設備、ヘッドガード、防護柵等を具備した車両系機械を使用する。

2.2.2 試案（林業）

チェックシート1-(4)-③関係 [危険箇所の特定、改善]

参照法令

※以下は事前調査及び記録の一例

労働安全衛生規則 （調査及び記録）

第百五十一条の八十八 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

労働安全衛生規則 （立入禁止）

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

優先取組事項（試案）

作業前に現場の危険箇所を特定し、改善する。

2.2.2 試案（林業）

チェックシート2-(1)-①,2-(2)-① [災害時補償、緊急連絡体制]

参照法令

※以下は事前調査及び記録の一例

労働者災害補償保険法

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

労働安全衛生規則 （作業計画）

第百五十一条の八十九 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

四 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号から第四号までの事項について関係労働者に周知させなければならない。

優先取組事項（試案）

経営者・家族従事者が労災保険特別加入制度、又はその他の民間保険等を活用して災害時の保障措置を講じていること。

緊急時の連絡体制を作業計画として作成し、周知しておくこと。

2.2.3 試案（漁業）

優先取組事項（試案）全体（1/3）

- 個別規範チェックシートのうち、より実践を強く意識づけるべき項目として、参照法令から抜き出し試案を作成した。全体は以下の通り。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）チェックシート

1-(1)-③

作業安全や海難防止に関する研修・教育等を受ける。
また、安全対策に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。

1-(2)-②

漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。

1-(2)-③

ライフジャケットの着用を徹底するとともに、作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。

1-(3)-②

漁労機器や救命設備、航海機器等の日常点検・整備・保管を適切に行う

優先取組事項（試案）（漁業）

漁業に関する安全手順や作業安全について、外部機関の提供する教育を受けている。

錨機、ラインホーラー、ネットホーラー、クレーン、ウィンチ、デリック、フォークリフト等、操作に特に危険が伴う機器は、取扱説明書やメーカーの説明などを通じ、適正な使用方法を理解して使用する。

作業開始前の服装チェックとして、以下を定めている。

- ①乗船中、救命胴衣を必ず着用する¹
- ②係留、揚錨作業、漁ろう作業においては、着衣の裾や袖口を締め付ける等巻き込まれない服装とする
- ③係留作業中の保護帽の着用
- ④漁ろう中は、ゴム長靴のほか必要に応じた保護具を着用する

漁労機器やその付属品について、作業前に作動点検を実施する。

¹ 1人親方や家族経営においても「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」により着用が義務付けられているものの、重要措置として当案に含めた

2.2.3 試案（漁業） 優先取組事項（試案）全体（2/3）

- 個別規範チェックシートのうち、より実践を強く意識づけるべき項目として、参照法令から抜き出し試案を作成した。全体は以下の通り。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）チェックシート

1-(4)-②

安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。

優先取組事項（試案）（漁業）

作業種類ごとに、以下を定めている。

揚投錨作業又は係留作業

- ① 機械の回転部分や鎖、ロープに触れたりまたぐなど、必要以上に近づかず、他の作業者にも近づかせない
- ② 投びよう開始前に、水面付近に人がいないことを確認
- ③ 補助作業者がいる場合には、投錨作業、又は係留作業との連絡のための合図を設ける

漁ろう作業

- ① 機械の回転部分や鎖、ロープに触れたりまたぐなど、必要以上に近づかず、他の作業者にも近づかせない
- ② 刃物、釣針などの危険な用具類を放置しない
- ③ 甲板上の魚の血のりは、適宜清掃し、滑らない状態を保持する

2.2.3 試案（漁業） 優先取組事項（試案）全体（3/3）

- 個別規範チェックシートのうち、より実践を強く意識づけるべき項目として、参照法令から抜き出し試案を作成した。全体は以下の通り。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）チェックシート

1-(4)-③

現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う

2-(1)-①

経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

2-(2)-①

事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、運輸局・労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

優先取組事項（試案）（漁業）

船舶上における危険箇所を洗い出し、危険箇所には警戒色の塗装や注意喚起、滑り止め塗料の塗布などの改善を実施する。

経営者・家族従事者が労災保険特別加入制度、又はその他の民間保険等を活用して災害時の保障措置を講じている。

緊急時の連絡体制表を作成し、周囲と共有する。
また、一人で乗船する場合は、非常時のSOS発信や捜索に資する技術の導入に努める。

2.2.3 試案（漁業）

チェックシート1-(1)-③関係 [教育]

参照法令

労働安全衛生法

（雇入れ時等の教育）

第三十五条 事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

優先取組事項（試案）

漁業に関する安全手順や作業安全について、外部機関の提供する教育を受けている。¹

¹ 安衛則35条① 1～8の要件を満たす研修が必ずしも提供されているとは限らないことをふまえ、単に「外部機関の提供する教育を受けている」としている。

2.2.3 試案（漁業）

チェックシート1-(2)-②関係 [機器・設備等の取扱方法の理解]

参照法令

船員労働安全衛生規則

（経験又は技能を要する危険作業）

第二十八条 船舶所有者は、次に掲げる作業は、当該作業を所掌する部の業務に六月以上従事した経験を有する者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条の規定により当該作業を所掌する部の海技免許を受けた者、同法第二十三条第一項の規定により当該作業を所掌する部の船舶職員になることについての承認を受けている者若しくは国土交通大臣が当該作業について認定した資格を有する者でなければ、これを行わせてはならない。ただし当該作業の熟練者の指揮の下に作業を行わせる場合は当該作業を所掌する部の業務に三月以上従事した経験を有する者に当該作業を行わせることができる。

- 一 揚びよう機、ラインホーラー、ネットホーラーその他のびよう鎖、索具、漁具等を海中に送し、若しくは巻き上げる機械を操作し、又はこれらの機械により海中に送し若しくは巻き上げ中のびよう鎖、索具、漁具等の走行を人力で調整する作業
- 二 クレーン、ウインチ、デリックその他の重量物を移動する機械又は装置を操作する作業
- 三 （略）

優先取組事項（試案）

錨機、ラインホーラー、ネットホーラー、クレーン、ウインチ、デリック、フォークリフト等、操作に特に危険が伴う機器は、取扱説明書やメーカーの説明などを通じ、適正な使用方法を理解して使用する。¹

¹ 船員労働安全衛生規則では経験期間を求めているが、同様のものを一人親方に対し求めることが難しいと考えられること、また教育で代替するとしても十分な教育機会がない可能性をふまえ、取扱方法の理解の項目とした。

2.2.3 試案（漁業）

チェックシート1-(2)-③関係 [服装・保護具]

参照法令

船員労働安全衛生規則

（揚投びよう作業及びけい留作業）

第五十六条

五 けい留作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させること。

六 揚びよう機若しくはけい船用機械の作動又はびよう鎖若しくは索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

（漁ろう作業）

第五十七条

二 甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。

五 釣ざおを使用して漁ろう作業を行わせる場合は、当該作業に従事する者に保護帽を使用させること。

六 前号に規定する作業を行わせる場合であつて釣針の飛来により危害を受けるおそれがあるときは、作業に従事する者に保護面その他の必要な保護具を使用させること。

七 漁具を海中へ送り出し、又は巻き込む作業に従事する者にゴム長靴その他の必要な保護具を使用させること。

九 ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

優先取組事項（試案）

作業開始前の服装チェックとして、以下を定めている。

- ①乗船中、救命胴衣を必ず着用する
- ②係留、揚錨作業、漁ろう作業においては、着衣の裾や袖口を締め付ける等巻き込まれない服装とする
- ③係留作業中の保護帽の着用
- ④漁ろう中は、ゴム長靴のほか必要に応じた保護具を着用する

2.2.3 試案（漁業）

チェックシート1-(3)-②関係 [機材等の点検]

参照法令

船員労働安全衛生規則

（揚投びよう作業及びけい留作業）

第五十六条 船舶所有者は、揚投びよう作業又はけい留作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業を開始する前に、揚びよう機又はけい船用機械の作動状態並びにびよう鎖及び索具類の状態を点検すること。

（漁ろう作業）

第五十七条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業を開始する前に、作業に使用する機械、漁具その他の設備及び用具を点検すること。

優先取組事項（試案）

漁労機器やその付属品について、作業前に作動点検を実施する。

2.2.3 試案（漁業）

チェックシート1-(4)-②関係 [安全な作業手順、禁止事項の明示]

参照法令

船員労働安全衛生規則

（揚投びよう作業及びけい留作業）

第五十六条 船舶所有者は、揚投びよう作業又はけい留作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

二 揚びよう機若しくはけい船用機械の運動部分又は巻き込み、くり出し、若しくは解放する場合におけるびよう鎖若しくは索具類には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外の者をこれに近寄らせないこと。

三 投びよう作業を開始する前に、びよう鎖庫内及びいかり又はびよう鎖の落下する水面付近に人がいないことを確認すること。

七 作業の指揮を行なう者とびよう鎖庫内でびよう鎖繰りの作業に従事している者又はブイ若しくは陸岸でけい留作業に従事している者との間には、信号を定める等連絡を密にすること。

（漁ろう作業）

第五十七条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

八 送り出し、又は巻き込む場合における漁具には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外の者をこれに近寄らせないこと。

十 刃物、釣針その他の危険な用具は、みだりに放置しないこと。

十一 甲板上の魚の血のりを適宜清掃する等甲板を滑らない状態に保持すること。

優先取組事項（試案）

作業種類ごとに、以下を定めている。

揚投錨作業又はけい留作業

- ① 機械の回転部分や鎖、ロープに触れたりまたぐなど、必要以上に近づかず、他の作業者にも近づかせない
- ② 投びよう開始前に、水面付近に人がいないことを確認
- ③ 補助作業者がいる場合には、投びよう作業者、又はけい留作業者との連絡のための合図を設ける

漁ろう作業

- ① 機械の回転部分や鎖、ロープに触れたりまたぐなど、必要以上に近づかず、他の作業者にも近づかせない
- ② 刃物、釣針などの危険な用具類を放置しない
- ③ 甲板上の魚の血のりは、適宜清掃し、滑らない状態を保持する

2.2.3 試案（漁業）

チェックシート1-(4)-③関係 [危険箇所の特定、改善]

参照法令

船員労働安全衛生規則

（作業環境の整備等）

第十七条 船舶所有者は、船内作業の設備、機械、器具、用具等を整備し、かつ、整頓するとともに、船内における作業環境を常に良好な状態におくよう努めなければならない。（床面等の安全）

（床面等の安全）

第二十六条 船舶所有者は、作業場所及び通路の床面をつまづき、すべり、踏み抜き等のおそれのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、作業場所、通路又は昇降設備における突出部分で作業又は通行の際に接触し、又は衝突して危害を生ずるおそれのあるものを被覆する等適当な措置を講じなければならない。

（足場等の安全）

第二十七条 船舶所有者は、足場及び歩み板は、著しく損傷、変形又は腐しよくしていない材料を用い、使用の目的に応じた丈夫な構造としなければならない。

（海中転落の防止）

第二十七条の二 船舶所有者は、海中に転落するおそれのある場所においては、著しく作業の妨げとなる場合を除き、保護柵を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

優先取組事項（試案）

船舶上における危険箇所を洗い出し、危険箇所には警戒色の塗装や注意喚起、滑り止め塗料の塗布などの改善を実施する。

2.2.3 試案（漁業）

チェックシート2-(1)関係 [災害時補償、緊急連絡体制]

参照法令

労働者災害補償保険法

第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

船員労働安全衛生規則

（医療機関との連絡）

第四十三条 船舶所有者は、船内において救急患者が発生したときは、必要に応じ、医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示にしたがって適当な措置を講じなければならない。

（漁ろう作業）

第五十七条

三 前号に規定する作業を行わせる場合は、作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があつた場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で二人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

優先取組事項（試案）

経営者・家族従事者が労災保険特別加入制度、又はその他の民間保険等を活用して災害時の保障措置を講じていること。

緊急時の連絡体制表を作成し、周囲と共有する。
また、一人で乗船する場合は、非常時のSOS発信や捜索に資する技術の導入に努める。

2.3 今後の展開可能性

- 今後の展開可能性として、「優先取組事項」（試案）を用いた自主点検について、取組状況の書面ベースでの確認を強化し、あわせてクロス・コンプライアンスによる段階的なメリット提示を行うことが考えられる。（➡今後の展開可能性①）
- さらに、自主点検を第三者チェックに代替することで、指導機能の付与や対外PR力を持たせるなど認証制度と同等のものとして運用していくことも将来的に可能と考えられる。（➡今後の展開可能性②）

